

【事例4】 マッチングアプリをきっかけに高額な金額を振り込んでしまった詐欺被害

<相談内容>

結婚したいと思い、マッチングアプリに登録をした。知り合った男性から、「マッチングアプリを退会してメッセージアプリで連絡を取ろう、一緒に結婚資金を貯めよう、そのために暗号資産の取引所のアプリをダウンロードし、取引所のカスタマーセンターに問い合わせるように」と言われ指示通りにした。取引所へ連絡すると、個人名義の振込口座を知らされ、2カ月間で10回に分けて、家族の貯金やキャッシングをして3,000万円を振り込んだ。友人から騙されているのではないかとわれ、調べてみると暗号資産の取引所のアプリも偽物だった。マッチングアプリの登録には身分証明書の提示が必要だったので安全だと思っていたし、コロナの感染拡大が収束したら会いに行くよと言われ信じてしまった。財産をほとんど使い果たし、キャッシングや他のローンの返済などができない。返金してほしい。(30歳代 女性)

<助言>

騙そうとしている相手男性の指示で、偽の暗号資産の取引所のアプリをダウンロードし、個人名義に振り込んでおり、相手の特定が難しく、被害回復が難しいことを説明しました。

やりとりしたメッセージアプリの情報をすべて保存するよう伝え、弁護士会の弁護士に問い合わせたところ、まず警察に行き、その後に弁護士に相談するようとのことでした。相談者が警察に行き事情を伝えると、10口座中9口座はすでに凍結(※1)されていて、残り1口座の凍結をしてもらったが、被害としては受理してもらえなかったとのことでした。その後、相談者は借金の返済等も含め、弁護士に相談し委任するとのことでした。

ネットでパートナーを探すマッチングアプリ等から起因する相談が増加しています。

気軽にパートナーを探せる一方、本来の出会いを目的とするのではなく、騙す目的で利用する人も見受けられます。詐欺的な賭け事や投資等のサイト、サクラサイト等に勧誘するような相談も寄せられています。このような被害の回復は、本人確認が難しいことから大変に困難です。

マッチングアプリに登録する際は規約などをよく確認し、ルールに従って利用しましょう。お金の提供を求められた時は注意が必要です。相手との連絡を止め、絶対にお金を振り込まないようにしましょう。

困った時はすぐに消費生活センターにご相談ください。

※1 振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等を定める法律です。

金融機関が振り込め詐欺等により資金が振り込まれた口座を凍結し、預金保険機構のホームページで口座名義人の権利を消滅させる公告手続を行った後、被害者の方から支払申請を受け付け、被害回復分配金を支払うことなどが定められています。被害者の方へ分配される額は、振込先口座が凍結された時の残高が上限となります。被害額の全額を国や金融機関が補填するというものではありません。

(参考) 預金保険機構 ホームページ <https://www.dic.go.jp/>